

「滋賀県ツキノワグマ第一種特定鳥獣保護計画(第3次)(素案)」に 対して提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

1 県民政策コメントの実施結果

平成29年12月22日(金)から平成30年1月22日(月)までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、「滋賀県ツキノワグマ第一種特定鳥獣保護計画(第3次)(素案)」についての意見・情報の募集を行った結果、1名の方から、計3件の意見・情報が寄せられました。

また、並行して市町等関係機関に対する意見聴取を行った結果、3市から計3件の意見・情報が寄せられました。

これらの意見等について、内容ごとに整理し、それらに対する考え方と修正点を別紙に示します。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見・情報の一部は、趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっています。

また、意見等の該当ページは、「滋賀県ツキノワグマ第一種特定鳥獣保護計画(第3次)(案)」によっています。

2 提出された意見・情報の内訳

項目	県民	市町等
概要		
全体を通じた意見		1
1. 計画策定の背景および目的		
2. 保護すべき鳥獣の種類		
3. 計画の期間		
4. 分布状況と計画の実施区域		
5. 現状	2	
6. 第2次計画期間中の取組評価		
7. 保護の目標と施策	1	
8. 人身被害の回避と林業被害の軽減のために		1
9. その他保護のために必要な事項		1
合計	3	3

3 今後の予定

平成30年3月末 滋賀県ツキノワグマ第一種特定鳥獣保護計画(第3次)の公表

4 滋賀県ツキノワグマ第一種特定鳥獣保護計画(第3次)(案)

別添のとおり

(参考) これまでの経過

<環境審議会>

- 平成 29 年 6 月 6 日 環境審議会への諮問
- 6 月 20 日 第 1 回自然環境部会 (概要説明)
- 9 月 19 日 第 2 回自然環境部会 (素案について)
- 11 月 9 日 第 3 回自然環境部会(答申案について) 、環境審議会からの答申

<環境・農水常任委員会への報告>

- 平成 29 年 5 月 17 日 計画の策定予定について報告
- 10 月 3 日 計画の検討状況の報告
- 12 月 15 日 県素案 (県民政策コメント案) の報告

<その他の意見交換等>

- 平成 29 年 6 月 9 日 県政経営幹事会議 (概要説明)
- 8 月 4 日 第 1 回ツキノワグマ第一種特定鳥獣保護計画検討会
- 9 月 4 日 ツキノワグマ第一種特定鳥獣保護計画検討会専門部会
- 9 月 11 日 担当者会議 (市町、近隣府県、自然保護団体等)
- 9 月 13 日 第 2 回ツキノワグマ第一種特定鳥獣保護計画検討会
- 10 月 2 日 関係機関協議 (市町、国等機関、庁内関係課)
- 12 月 1 日 県政経営幹事会議 (県素案について)
- 12 月 22 日 県民政策コメントの実施
市町等への県素案 (県民政策コメント案) に係る意見照会

1. 県民政策コメントにより寄せられた意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

番号	頁	意見情報等（概要）	意見・情報等に関する考え方
5. 現状			
5-3. 出没状況			
1	10-11	貴重なデータであり、今後も継続していただきたい。ただちにクマの出没件数に反映しない場合もあるが、長期の調査によりさらに解析がなされるものと期待したい。	ご意見のとおり、継続的なデータの積み重ねが重要だと考えますので、「9-1-5 堅果類の豊凶状況調査と警戒警報の発令」に記載しているとおおり、今後も豊凶調査を実施していきたいと考えております。
2	10-11	クマが本来動物食性であることから、近年増加しているニホンジカは重要な食物となっているとみられる。最近の少雪傾向からか春先に食物となり得るニホンジカの斃死死体を見ることは少なくなったが、狩猟や管理捕獲個体の残滓を野外に放置するとクマの食物となる可能性が高い。すでに協力依頼はされているところではあろうが、容易にクマが採食できるような残滓の野外放置防止に留意されたい。その際、捕獲担当者へ過度の負担がかかる場合は、その負担軽減のため県としての残渣放置防止の追加策をご検討いただくことも必要になる。	ニホンジカ等の捕獲個体の残渣の放置については、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第 18 条において禁止されており、今後も捕獲等を行う者に対して、注意喚起等を行い、遵守の徹底を呼び掛けていきたいと考えております。
7. 保護の目標と施策			
7-3. 鈴鹿山脈個体群			
3	27	近年になりようやく鈴鹿山地にツキノワグマが生息することが周知されつつあるが、生息状況の詳細は不明といえる。県内の他地域に比べ生息頭数は少ないと思われるが、出没状況など実態把握に努めていただきたい。	ご意見のとおり、生息頭数は少ないと考えられますが、「7-3 鈴鹿山脈個体群」に記載しているとおおり、継続的なモニタリングを実施し、その実態把握に努めていきたいと考えております。

2. 市町等関係機関への意見聴取により寄せられた意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

番号	頁	意見情報等（概要）	意見・情報等に関する考え方
全体を通した意見			
1		<p>先に提出した意見への回答は、「レッドデータブックに掲載されているから保護をする」との趣旨であったと認識しているが、今後、必要に応じてレッドデータブックの改正を検討された方がよいのでは。</p> <p>保護されるのは県であり、今後ともツキノワグマ対策については、県が主導的かつ実質的な計画執行者としての役割を果たされたい。</p>	<p>生物の全体的な増減の傾向は、複数年の調査のもと判断する必要があります。県では「ふるさと滋賀の野生生物との共生に関する条例（平成18年滋賀県条例第4号）第11条に基づき、生き物総合調査を継続して実施しており、その結果をレッドデータブックとしてとりまとめ、5年ごとに公表しています。</p> <p>ツキノワグマの生息に適する森林環境の悪化といった本県の現状や捕獲圧に弱い特性、個体数が少ない場合に絶滅しやすい傾向があるといった生態学的知見等を総合的に勘案した結果、最新の2015年版滋賀レッドデータブックにおいても、「希少種」と評価しており、本計画においても保護対象としていところす。</p> <p>また、ツキノワグマは森林環境における重要な構成員であり、ツキノワグマが森林環境において担っている役割によって、県民も様々な恩恵を受けています。</p> <p>そのため、ツキノワグマの個体数が少ない当県における保護は、県民にとっても大切なことであり、人身被害や森林被害等を防止しつつ保護を図っていくことは、県のみならず、市町やその他関係機関にとっても必要な取組であると考えます。</p> <p>については、「9-2 計画の実施体制」に記載しているとおり、市町やその他関係機関と連携して取り組むことが重要と考えていますので、ご理解とご協力をお願いします。</p>
8. 人身被害の回避と林業被害の軽減のために			
8-1. 人身被害および生活環境被害			
2	27	<p>第3次計画に伴い、「ツキノワグマ対応マニュアル」についても変更されるが、検討会以降、マニュアルに関する意見照会を受けていない。保護計画についての意見照会を行うのであれば、同時に出没対応マニユア</p>	<p>マニュアルについては今後照会を実施し、作成していきますので、ご協力をお願いします。</p>

		ルの素案も提示すべきである。	
9. その他保護のために必要な事項			
9-2. 計画の実施体制			
3	30	「県は森林組合や市町等関係機関や とともに」の誤字修正。	ご意見のとおり、次のように修正します。 「県は森林組合や市町等関係機関とともに」